

令和 5 年 3 月 8 日

障害児通所支援事業所
障害児入所施設 管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

民間児童養護施設等給食費に係る物価高騰対応支援補助金
の実施について

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、物価高騰の影響を受けている施設・事業所の負担を軽減し、安定的にサービスを提供できるよう支援するため、下記のとおり物価高騰対応支援補助金を支給することといたしましたので、お知らせします。

記

1 対象事業所等

市内に所在する民間の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所及び障害児入所施設

※継続的に利用者に給食提供をしている事業所等に限り交付対象となります。

2 対象経費

対象事業所等が物価高騰の影響を受けつつも、利用者負担の額を引き上げることなくサービスの質を維持するために負担した給食費

3 支援金の交付額

給食提供延べ数×40 円

【対象サービス提供期間：令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月】

4 交付の条件

(1) この支援金は、物価高騰の影響を受けつつも利用者負担の額を引き上げることなくサービスを維持するために負担する経費に充当すること。

(2) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に、給食提供にかかる利用者負担額を引き上げないこと。

ただし、令和 4 年 4 月 1 日以降に利用者負担額を引き上げた場合において、令和 4 年 3 月 31 日時点の利用者負担額以下に引き下

げ、かつ引き上げ分に相当する額を利用者に返還または引き上げ後に徴収する額から相殺する等により、令和 4 年度中の利用者負担の額を据え置く場合を含む。

5 交付の申請

(1) 申請方法

市指定の申請書（ウェルネットなごやに掲載）に必要事項を記載し、法人ごとに取りまとめのうえ、子ども福祉課へ電子メールにて申請してください。

【Email】「a2520-02@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp」

ア 交付申請書

イ 振込先の口座情報のわかるものの写し（通帳のコピーなど）

(2) 申請提出期限

令和 5 年 4 月 3 日（月）まで

【担当】

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課

子ども発達支援係

電話：052-972-3187